

福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和56年福井市条例第12号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動、自然観察その他の活動を通じて、少年の健全な育成を図るため、福井市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を設置する。

(位置)

第2条 少年自然の家の位置は、福井市脇三ヶ町第66号2番地10とする。

(施設)

第3条 少年自然の家は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 本館
- (2) 別館
- (3) 趣味の家
- (4) 体育館
- (5) キャンプ施設

(休所日)

第4条 少年自然の家の休所日は、第14条の規定による指定を受けて少年自然の家の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が福井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けて定める。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休所日を変更することができる。

- 2 前項の規定により休所日を定めた場合において指定管理者は、当該休所日について、少年自然の家の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、天候その他のやむを得ない事由により少年自然の家を利用することが危険であると判断した場合は、教育委員会と協議のうえ臨時に休所日を設けることができる。

(利用の承認)

第5条 少年自然の家を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、少年自然の家の管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の承認(以下「利用の承認」という。)に条件を付することができる。

(利用の不承認等)

第6条 指定管理者は、利用の承認を申請する者による少年自然の家の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営上支障があるとき。

(利用の取消しの届出等)

第7条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が利用を取り消し、又は利用の内容を変更しようとするときは、利用しようとする日の7日前までに指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金)

第8条 利用者は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
- (3) 利用の承認を受けた施設を転貸し、又は当該利用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

(利用の承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(3) 災害その他のやむを得ない事由により施設を利用することができなくなったとき。

(4) 工事その他少年自然の家の維持管理上又は運営上やむを得ない理由により施設を利用することができなくなったとき。

- 2 前項第1号から第3号までに掲げる場合のいずれかに該当することにより、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合において利用者に損失が生じても、市及び指定管理者は、その損失を補償しない。

(利用者の原状回復義務)

第12条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちにその施設を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、施設を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 少年自然の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務のうち、市長及び教育委員会のみの特権に属するものを除く業務を行うものとする。

(1) 利用の承認に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 少年の集団宿泊訓練に関する業務

(4) 少年の野外活動及び自然観察に関する業務

(5) 少年指導者の研修に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の設置の目的にふさわしい業務

(指定管理者による管理の期間の限度)

第16条 指定管理者が少年自然の家の管理を行う期間の限度は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第17条 指定管理者の指定(前条ただし書の再指定を含む。以下同じ。)を受けようとするものは、少年自然の家の各事業年度の事業計画書(次条において「事業計画書」という。)、各事業年度の収支予算書その他の教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 教育委員会は、指定管理者の指定の申請があつたときには、次に掲げる基準の全てを満たしているもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をしなければならない。

(1) 少年自然の家の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が少年自然の家の効用を最大限に発揮させているものであること。

(3) 事業計画書の内容が施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 指定管理者の指定の申請をしたものが、事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、前条の規定による申請がなかったとき、又は特に必要と認めるときは、同条の規定による申請によらないで、少年自然の家の管理及び運営を効果的に達成することができるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をすることができる。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ福井市附属機関設置条例(平成10年福井市条例第18号)第2条の規定により設置する福井市指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定の取消し等)

第19条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、前条第1項及び第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され、新たな指定管理者が少年自然の家の管理及び運営を行うまでの期間又は指定管理者が管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における少年自然の家の管理及び運営は、必要に応じて教育委員会が行うものとする。この場合において、第4条から第9条まで及び第11条の規定中指定管理者の特権とされているものについては、教育委員会の特権とし、教育委員会がしたものみなす。

- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定等の公示)

第20条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 少年自然の家の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 少年自然の家の利用料金の収入状況
- (3) 少年自然の家の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による少年自然の家の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が別に定める事項

(指定管理者の原状回復義務)

第22条 指定管理者は、少年自然の家の管理の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めてその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第23条 指定管理者の業務に関与する者は、少年自然の家の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の業務に関与しなくなった後も、同様とする。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 指定管理者の指定及びその他指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第17条、第18条及び第20条の規定の例により行うことができる。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の規定により教育委員会が行った使用の承認その他の行為又は教育委員会に対して行われた使用の承認の申請その他の行為は、この条例による改正後の福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者が行った利用の承認その他の行為又は指定管理者に対して行われた利用の承認の申請その他の行為とみなす。

別表第1(第8条関係)

種別		幼児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにそれらの引率者	25歳以下の青年及びそれらの引率者	その他の者
少年自然の家本館に宿泊する場合(1人1泊につき)	市内	110円	330円	550円
	市外	220円	660円	1,100円
キャンプ施設に宿泊する場合(1人1泊につき)		50円	160円	270円
宿泊せず、キャンプ施設を利用する場合(1人につき)		50円	160円	270円

別表第2(第8条関係)

種別	1団体1室利用につき	
	9時から12時まで	13時から17時まで
本館研修室	420円	570円
別館研修室	190円	260円
趣味の家研修室	340円	450円
本館和室	300円	400円
体育館	540円	720円